(

告

示

平成二十八年 (水曜日)

指定..... 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の (保健衛生課) ...

告

示

目

次

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 同

変更の届出..... として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定. 事業の廃止の届出...... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス

保高

険 険 福

課祉

:

同

:

同

\_ :

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援

同

:

障害福祉サービス事業者の指定..... サービス事業の廃止の届出.....

(障害福祉課) ...

三

同

 $\equiv$ 

指定障害福祉サー ビス事業者の障害福祉サービス事業の廃

基本測量の実施..... 身体障害者福祉法による医師の指定.

止の届出.....

( 監 理

同同 : : 四 四

ᄁᄓ

課

第四千百九十三号

青森県告示第五百六十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第五条第一

医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定

項の規定により、

により公示する。 平成二十八年八月三十一日

青森県告示第五百六十二号

サンケア薬局南類家店

八戸市南類家二丁目一七の三〇

成 月

· 完

名

称

所

在

地

年指

日定

青森県知事

Ξ

村

申

吾

により公表する。 る法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第二十一条第一号の規定 項の規定により、 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第一 医師を次のとおり指定したので、 難病の患者に対する医療等に関す

平成二十八年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

岸原 輝仁   岸原病院   川戸市柏崎六丁   内科、消化器内   平成     氏名   名 称 所 在 地   診療科名   年日     まとして指定難病の診断   担当する   指	医難 病 指 定		指 定 医 の
石 岸原病院 川戸市柏崎六丁 内科、消化器内 平時名   名 称 所 在 地 診療科名 年   主として指定難病の診断 担当する 指		E	£
原病院   日二九の六   科   T	輝 仁	ŕ	3
二九の六 科 消化器内 平時	原 病		
科 第 第 科 名 日 子 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	目二九の六八戸市柏崎六丁	在	療病の機診
. Ct. 1.10	科消	療当 科す	
<u>・</u> 日定	<b>三平</b> ・成 ・ ニ	月	

青森県告示第五百六十三号

二十一号) 第十九条の規定により、 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百 次のとおり指定医から主として指定難病の診断を

行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第 一号の規定により公表する。

民株 友 薬 品 社

- 丁目一の六 - 公前市大字扇町

指養居 導管宅 理療

十調み 和剤ん 田薬ゆ 店局う

二二番町一〇のの

"

₹

**≓ ≡** 

平成二十八年八月三十一日

青森県知事	
Ξ	
村	
申	

吾

介まごころ さごころ ころ社

丘町三の一一の計画の一一の

護訪 問 介

介護ころ

| ケ丘町三の一|

壳

÷ 芸 壳

**☆** 三

青森県告示第五百六十四号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、 次の指 同法

平成二十八年八月三十一日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

民株 友式 薬品社	民株 友式 薬社	氏名 称 又は	指定居宅
一丁目一の六弘前市大字扇町	一丁目一の六 弘前市大字扇町	所在地又は住所主たる事務所の	指定居宅サービス事業者
指養居 導管宅 理療	指養居 導管宅 理療	類ス の 種	サ居 ー ビ宅
店ヨイ調み ト カー     別   同う	堅調み 田剤ん 店薬ゆ 局う	名称	行名サー
一前三丁目二の 目二の駅	二 川三丁目三の 日三の	所 在 地	事業所 無業を
"	デ・ベ ベ ベ	年届廃 月 止 日出の	
二・ 九二三	三平 • 成 尝 <u>尝</u>	年月日	廃 止

青森県告示第五百六十五号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、

平成二十八年八月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

<b>六平</b> ・成 か	一早 の稲	一 二丁目一 一 の の の の の の	一田弘 一三前	ター 早稲田ケアプランセン	田三丁目一一の	合同会社秀
年月口	地	在	所	名称	所 在 地 地	名称
指 定	所	行う事業	業を	居宅介護支援事業を行う事業所	指定居宅介護支援事業者	指定居宅介持

青森県告示第五百六十六号

第八十五条第二号の規定により公示する。 定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条第二項の規定により、

次の指 同法

平成二十八年八月三十一日

名称は一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	指定居宅介護支援事業者	
名	事居	
称	七介護	
所	支 業援 事	<b>書</b>
在	業	青木屿矢
地	行所う	事
		Ξ
告	<b>国廃</b>	
日日	近	柞
生	廃	Ħ
月日	止	_
		善

青珠果印事 Ξ t þ 듴

"		十和田市元町西	セ介福 ン護和の ー談里	の二二 田字横道一〇〇	の法社 里人会 福福 祉祉
"	二个 七二五	丘町三の一一	介護	丘町三の一一の一一の一	介護 言同会 る社
"	二个 七二元	瀬三丁目二の四弘前市大字向外	前トケ ナア ーパ 弘	東京都港区港南	式 トケ 会 ナ ー 株 ー 株
六八三	二· 七· 二	一西弘店舗〇一一番弘店舗〇一	ぼビケ の ほ の し の	イドー〇一号室町大字舞門の三一リバーサーの三一リバー出五字舞の字の字の字の子の一日が一二五字を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	ほ の ぼ 会 の 社
<b>示・</b> 成 三	<b>六平</b> 成 三	ントD マンションテナ リア市小中野五 アナ	ワタンケ リー リザンラ ザンラ	ントD マンションテナ 丁目二の五大町 フラナ フラナ	ノシケ有 ザョ R ワッ プア社

青森県告示第五百六十七号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、次

平成二十八年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

民株 友 薬 品 社	氏 名称 又は	事指定介護
一丁目一の六 引前市大字扇町	所在地又は住所主たる事務所の	業者と
理療防介 指養居護 導管宅予	種ビ 類ス の	防介 サ護 I予
堅調み 田剤ん 店薬ゆ 局う	名称	事介 業護 を予
二川 川 三丁 目 三の 目 三の	所 在 地	行う事業所
<b>宗</b> で ベ	年月日出	国廃 止 出の
三平 • 成 三 三	年月日	廃 止

青森県告示第五百六十八号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第 次のとおり障害福祉サー ビス事業を行

平成二十八年八月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

でみ 一 「一 「一 「 一 「 一 「 一 「 一 」 「 一 」 「 一 」 「 一 」 「 一 で 一 」 「 一 で 一 」 「 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一 で 一	でみ 一字福民二三の 居宅介護 トなごアプラザな 平字福民二三の 居宅介護 ケアサミ	名称「主たる事務所の」の種類「名	ご福 ス祉
円字福民二三の   平字福民二三のの	)み   一   一   不字福民二三の   黒石市大字牡丹	称 所 在 地	事業 業所に関する 業別 ままま ままま ままま かいしん かいしん ままま ままま かいしん かいしん ままま かいしん ままま しんしん はいいい かいしん はいいい はいいい かいしん はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい は
氏大 二字 三牡	氏字 二字 三牡 の丹	地	
11	元 <b>平</b> ・成 ・ 一	年 月 日	指定

株 ア マ カ 社 レ	介ま合 護ご こ会 ろ社	民株 友式 薬会 品社	民株 友式 薬会 品社
町九の六 の六 馬屋	丘町三の一一の一十	一丁目一の六弘前市大字扇町	一丁目一の六 弘前市大字扇町
介防介 護通護 所予	介防介 護訪護 問予	理療防介 指養居護 導管宅予	理療防介 指養居護 導管宅予
ター ス サー セ ンビデ	介護	十調み 和剤ん 田薬ゆ 店局う	店ヨイ調み カー カー 堂 一 局う
屋 配 前 市 大 字 馬	ー 丘町三の一 い い が が 大字西	二番町一〇の の十	一前三丁目二の 三丁目二の
∴	六	"	"
<b>基</b> 三	世二宝 二六・八三		
六	示	≕	≢
六• 产高	<b>☆</b> 三	<b>∓</b> <b>Ξ</b>	九 二 三

## 青森県告示第五百六十九号

定により公示する 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

大橋

大成

院二沢市立三沢病

六五 字堀ロー六四の 一六四の

害外小科

小腸機能障害)科 (直腸機能障

11

織田

葉

十和田第一病院医療法人泰仁会

町一〇の七〇

しゃく機能障害、そ言語機能障害、そ言語機能障害、そ 貴声機能障害、そ 東側機能障害、 中側機能障 耳鼻咽喉科 (聴覚

**壳平** 

\* 花

平成二十八年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県告示第五百七十号

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

平成二十八年八月三十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

称 る 所 病 在 院 地 等 診 療 科 目 年指 月 日定

氏

名

名 勤 務 す

青森県告示第五百七十一号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、 次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、 測量法

平成二十八年八月三十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

作業種類

基本測量 (防災対策地域水準測量作業)

作業期間

Ξ 作業地域

平成二十八年九月二日から平成二十九年二月二十八日まで

八戸市

三戸郡階上町 三戸郡五戸町

三戸郡三戸町

青森市長島一丁目一 (発行所・発行人) 番 県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 枚二付十五円四十四銭

定価小口一